令和８年（フ）第５８５号
川崎市中原区苅宿44番１―604号　コスモシティ元住吉ガーデンフォート
債務者　山本　海斗
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
川崎市宮前区南平台20番37―403号　ヒルズシンシア
債務者　富沢さおり（旧姓内田）
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
静岡県伊豆市大平100番地の１　ゴールド・ワン106、前住所静岡県伊豆市修善寺312番地の15
債務者　小島　真里
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７０号
滋賀県栗東市大橋四丁目９番34―102号　Ｖｉｌｌａリベール Ａ
債務者　奥　　幸太
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６０号
大津市大江八丁目141番地の15
債務者　河内　　麗
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８３号
滋賀県栗東市苅原203番地１
債務者　梅田　智子
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３７号
大津市石山寺四丁目25番５号　Ｔ．Ｏコーポ石山Ｂ棟102
債務者　遠藤　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７２号
滋賀県栗東市小柿三丁目８番４―304号　グローバル草津東
債務者　奥村　直也
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９０号
大津市穴太一丁目９番６号
債務者　八田　清子
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６２号
奈良市帝塚山二丁目４番17号
債務者　小熊　玲香
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８２号
奈良市紀寺町390番地の１　エスタンシア紀寺201号
債務者　吉井　正利
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２３号
香川県高松市宮脇町１丁目17番28―103号　松原宮脇ハウスＮ
債務者　亀井　郁也
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８８号
香川県高松市高松町233番地５
債務者　本多　　静
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１４号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
債務者　濵本奈美江
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２３号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１　アリビオ池田Ⅱ　104
債務者　大澤　　翔
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２４号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１　アリビオ池田Ⅱ　104
債務者　大澤　　光
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９２号
福岡県春日市塚原台１丁目61番地２
債務者　早瀬　千絵
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部